

第二十回 参議院内閣委員会會議録第一号

昭和二十九年十二月三日(金曜日)午後二時一分開会

委員氏名

委員長 小酒井義男君
理事 植竹 春彦君
井上 知治君
大達 茂雄君
草葉 隆圓君
長島 銀藏君
井野 碩哉君
高瀬莊太郎君
西田 隆男君
岡田 宗司君
松本治一郎君
堂森 芳夫君
鶴見 祐輔君
堀 眞琴君

政府委員 防衛事務次官 江藤 夏雄君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 常任委員 藤田 友作君
会専門員

本日の會議に付した事件

○審査報告書に関する件

○行政機構の整備等に関する調査の件
(報告書に關する件)

○自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○委員長(荒木正三郎君) 只今から内閣委員会を開会いたします。

初めに人權委員会設置法案審査報告書につきましてお諮りいたします。

本件は去る十九回國會に亀田得治君ほか九名のかたの發議により本委員会に本付託となり、閉會中も継続して審査を行なつて来たのでありますが、未だその審査を完了するに至つておりませんので、本院規則第五十五條によりまして閉會中その審査を終らなかつた旨の報告書を議長に提出したいと存じます。一つ審査報告書の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(荒木正三郎君) 御異議ないと認めましてさう決定いたします。

なお委員長に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつてお

りますから、御署名願いたいと存じます。

多数意見者署名 植竹 春彦 長島 銀藏 高瀬莊太郎 堂森 芳夫 堀 眞琴 井上 知治

○委員長(荒木正三郎君) 御署名漏れはございませんか。

御署名漏れはないと認めます。

○委員長(荒木正三郎君) 只今から本委員会に予備審査のため付託になつております自衛隊法の一部を改正する法律案を議題に供します。

先ず本法律案に対する政府の提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(江藤夏雄君) 本日は実は木村長官が罷り出まして御説明申し上げるはずでございましたが、只今参議院の電氣通信委員會のほうに出席いたしておりましたので、どうしても抜けられませんでしたので、私から代つて自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

先きの國會において陸上自衛官二万人の増員が認められ、これを基礎として二管区隊を増置し、北海道及び東北方面の陸上自衛隊の防衛警備力の充實強化を図る計画でありましたが、増置する管区隊の具体的配置場所等については種々研究の結果、去る八月に至り漸く決定することができた運びとなつたのであります。當時たまたま國會閉會中でありましたので、政府は自衛隊法第十三条第二項前段の規定に基づき管区隊増置令を以て二管区隊を増置し、これらの名称並びに管区隊監部の名称及び所在地を定めた次第であります。

これらの管区隊については、自衛隊法第十三条第二項後段の規定により、政府は次の國會で自衛隊法を改正する措置をとらなければならないことになつております。

なお、第六管区隊監部の現在の所在

地である福島県信夫郡荒井村については宮城県宮城郡多賀城町に建設中の營舎の完成するまでの間とする必要があり

ます。以上本案の要点を申し上げたのでありますが、何卒慎重御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします次第でございます。

○委員長(荒木正三郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(荒木正三郎君) 速記を始め

それでは委員会はこれで終りたいと存じます。

午後二時九分散會

十一月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第四管区隊」第四管区隊監部「福岡県筑紫郡春日町」を

「第四管区隊」第四管区隊監部「福岡第五管区隊」第五管区隊監部「北海第六管区隊」第六管区隊監部「宮城県筑紫郡春日町」に改める。

道河内郡川西村

県宮城郡多賀城町

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の日から昭和二十九年十二月十九日までの間は、改正後の自衛隊法別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」とあるのは、「福島県信夫郡荒井村」と読み替えるものとする。

昭和二十九年十二月九日印刷

昭和二十九年十二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局